

磁気カードサービスの終了について

阪神バス株式会社（本社：尼崎市大庄川田町、社長：福浦 秀哉）では、2012年5月31日をもって発売を終了しておりました磁気カード（スルッと KANSAI カードを除く）の利用終了について、2015年4月1日にご案内させていただきましたが、この度、詳細が下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

1 廃止日

2015年10月1日

※2015年9月30日の最終便をもって利用を終了いたします。

2 利用を終了する磁気カード

- ・阪神バス専用カード
- ・阪急阪神バス共通カード

※阪急バスでの利用は2012年9月30日をもって、既に終了しております。

- ・スルッと KANSAI カード

※2day・3day チケットは、磁気カード利用終了日以降も、券面を乗務員にご提示いただくことで、引続きご利用いただけます。

※当社ではスルッと KANSAI カードの発売は行っておりません。

3 払戻対応について

廃止日以降は、次のとおり一部の磁気カードを無手数料で払戻いたします。

(1) 払戻対象カード

- ・阪急阪神バス共通カード
- ・阪神バス専用バスカード

※スルッと KANSAI カードの払戻しはできません。

(2) 払戻期間

2015年10月1日～2016年9月30日

※払戻期間終了後は払い戻しできませんので、必ず上記期間内に払い戻し願います。**(3) 払戻金額**

払戻金額 = カード発売額 × カード残額 ÷ カード総利用可能額（手数料なし）

（例）残額が3,400円の5,000円バスカードを払い戻す場合

払戻金額=5,000円(カード発売額) × 3,400円(カード残額) ÷ 5,600円(カード総利用可能額) = 3,040円となります。

※10円未満の金額は10円単位に四捨五入いたします。

(4) 払戻対応窓口

- ・阪神バス営業所：[尼崎営業所、西宮浜営業所]
- ・阪神電車各定期券発売所：[梅田駅、尼崎駅、甲子園駅、西宮駅、神戸三宮駅]

(5) 払戻方法

- ・窓口を設置しております「バスカード払戻申込書」に必要事項をご記入のうえ、バスカードとあわせて窓口へお持ちください。

- ・払戻金につきましては、原則、即日窓口で現金でご返金いたします。ただし、払戻額が5,000円を超える場合は、後日銀行振込でのご返金となります。

※払戻額が5,000円を越える場合は、振込先銀行口座が必要となります。

※銀行振込にてご返金の場合は、申込受付後、1か月程度でご指定の口座へ振込いたします。

※郵送での払戻はご対応いたしかねます。

※窓口での払戻対応状況により、やむを得ず払戻方法を変更する場合がございます。

以上

〈資料提供先〉青灯クラブ、近畿電鉄記者クラブ、各社阪神支局

〈本件に関するお問い合わせ〉

阪神バス株式会社 業務部 TEL：06-6416-1351